

使用開始日
2019年3月16日



みずほグローバルリートファンド

円コース／米ドルコース／豪ドルコース／
資源国通貨コース

追加型投信／内外／不動産投信

この目論見書により行う「みずほグローバルリートファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2019年3月15日に関東財務局長に提出しており、2019年3月16日にその効力が生じております。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日 資本金:20億円(2018年12月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:14兆8,242億円(2018年12月末現在)

委託会社への
照会先

【コールセンター】0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

.....

<ファンドの名称について>

正式名称	略 称
みずほグローバルリートファンド 円コース	円コース
みずほグローバルリートファンド 米ドルコース	米ドルコース
みずほグローバルリートファンド 豪ドルコース	豪ドルコース
みずほグローバルリートファンド 資源国通貨コース	資源国通貨コース

◆上記の各ファンドの名称について上記の正式名称または略称のいずれかで記載します。
 また、上記の各ファンドの総称として「みずほグローバルリートファンド」、また各々を「ファンド」と称する場合があります。

.....

ファンド名	商品分類		
	単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
円コース 米ドルコース 豪ドルコース 資源国通貨コース	追加型	内 外	不動産投信

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
円コース	その他資産 (投資信託証券※1)	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
米ドルコース 豪ドルコース 資源国通貨コース	その他資産 (投資信託証券※1)	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「不動産投信」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界(日本を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託証券(リート)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色



1 世界のリートを実質的な主要投資対象とします。

- ◆各ファンドは、世界の取引所に上場されているリートを主要投資対象とする円建ての外国投資信託「グローバル・リート・ファンド」各クラス受益証券と、わが国の短期公社債等を主要投資対象とする円建ての国内籍投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
※「実質的な主要投資対象」とは、各投資信託を通じて投資する主な投資対象という意味です。
- ◆各ファンドは、投資対象とする投資信託(投資対象ファンド)への投資にあたり、「グローバル・リート・ファンド(各クラス)」への投資を中心にを行います。
※各投資対象ファンドへの投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに各ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。なお、各ファンドは、それぞれ「グローバル・リート・ファンド」の通貨別の各クラスに投資します。
※投資対象ファンドの合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ◆世界のリーートの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。
※「グローバル・リート・ファンド」の運用はアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

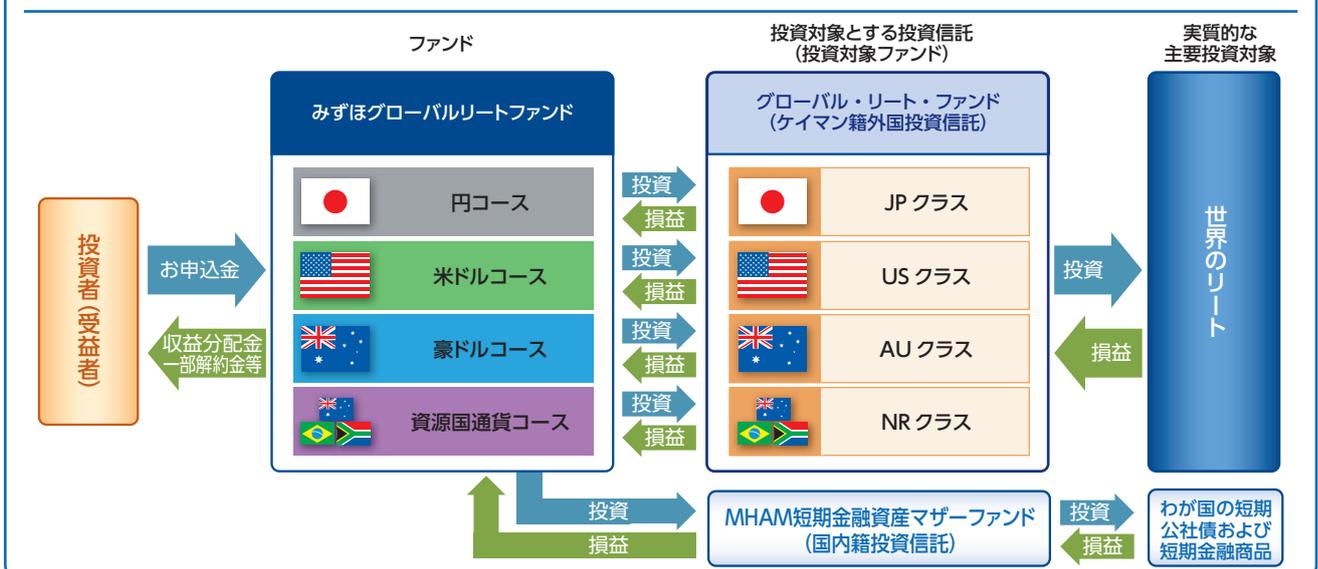
<不動産投資信託とは?>

不動産投資信託(Real Estate Investment Trust:リート)は、投資家から資金を集め、主に“賃貸料収入が得られる不動産”(オフィスビル、商業施設、賃貸マンションなど)に投資して、それを維持・管理しながら必要に応じて買い替えなども行い、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当する金融商品です。

運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)

ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券、リートなどの資産に投資するのではなく、株式や債券、リートなどに投資を行っている投資信託(ファンド)に投資することにより運用を行う仕組みです。各ファンドは、「グローバル・リート・ファンド(各クラス*)」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じて主要投資対象となる資産への投資を行います。なお、「グローバル・リート・ファンド」を以下「外国投資信託」といことがあります。

※各クラスの受益証券は円建てです。



1. ファンドの目的・特色

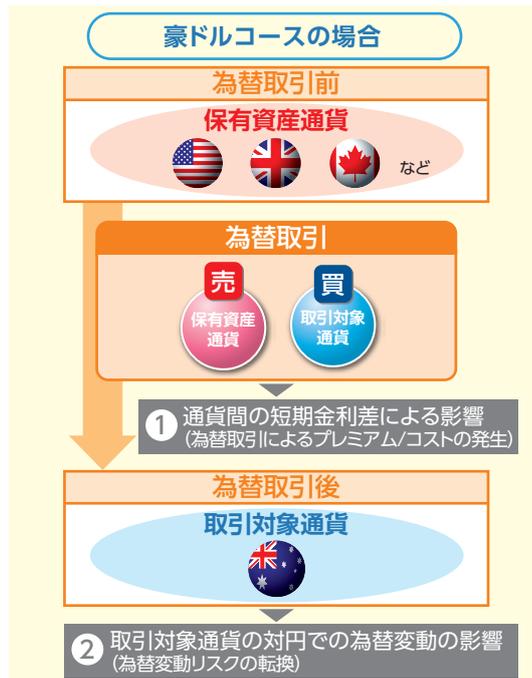
ポイント 2 主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引が異なる、4本のファンドから構成されています。

- ◆各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託では、世界各国の通貨で発行されているリートを保有しますが、保有する資産に対し各クラスについてそれぞれ異なる為替取引(原則として保有する資産の通貨(以下「保有資産通貨」といいます。))売り、各クラスの取引対象通貨買い)を行います。
- ◆各ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引により、それぞれ異なる為替変動の影響および通貨間の短期金利差による影響(為替取引によるプレミアム/コスト)を受けます。
- ◆各ファンド間のスイッチング(乗換え)が可能です。
※販売会社によっては、一部のファンドを取り扱わない場合、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、後掲「4. 手続・手数料等 お申込みメモ」をご参照ください。

<各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の取引対象通貨> <外国投資信託が行う為替取引のイメージ>

ファンド	外国投資信託の取引対象通貨
円コース	円
米ドルコース	米ドル
豪ドルコース	豪ドル
資源国通貨コース*	豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド

*資源国通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託は、資源国通貨(豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3通貨とします。)を取引対象通貨とし、各通貨へおおむね均等な通貨配分となる為替取引を行います。(以下同じ。)



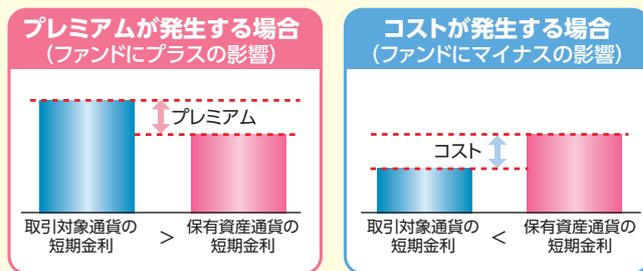
▶ 為替取引による各ファンドへの影響

1 為替取引通貨間の短期金利差による影響を受けます。(為替取引によるプレミアム/コストの発生)

■外国投資信託が行う為替取引によって、為替取引時の取引対象通貨と保有資産通貨間の短期金利差相当分が、プレミアム(収益)/コスト(費用)となり、ファンドに影響をあたえます。

※一部の新興国の通貨では、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。NDFに関する留意点については、後掲の「2. 投資リスク その他の留意点<為替取引に関する留意点>」をご参照ください。

<プレミアム/コストのイメージ図>



2 取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。(円コースを除きます。)

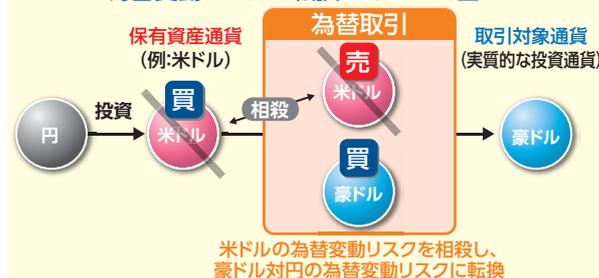
豪ドルコースの場合

外国投資信託が行う為替取引によって、為替変動リスクは保有資産通貨(例:米ドル)から取引対象通貨(豪ドル)に転換されるため、豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。(円コースの場合は、為替変動の影響が低減されることが見込まれます。)

※保有資産通貨が米ドル以外の通貨の場合は、原則として対米ドルでの為替取引(保有資産通貨売り、米ドル買い)および対取引対象通貨での為替取引(米ドル売り、取引対象通貨買い)を行うことで、取引対象通貨対円の為替変動リスクに転換します。

※米ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は、保有する資産の通貨が米ドルの場合は、当該資産に対する為替取引は行いません。
※右記はイメージ図であり、実際の為替取引とは異なる場合があります。

<為替変動リスクの転換のイメージ図>



米ドルの為替変動リスクを相殺し、豪ドル対円の為替変動リスクに転換

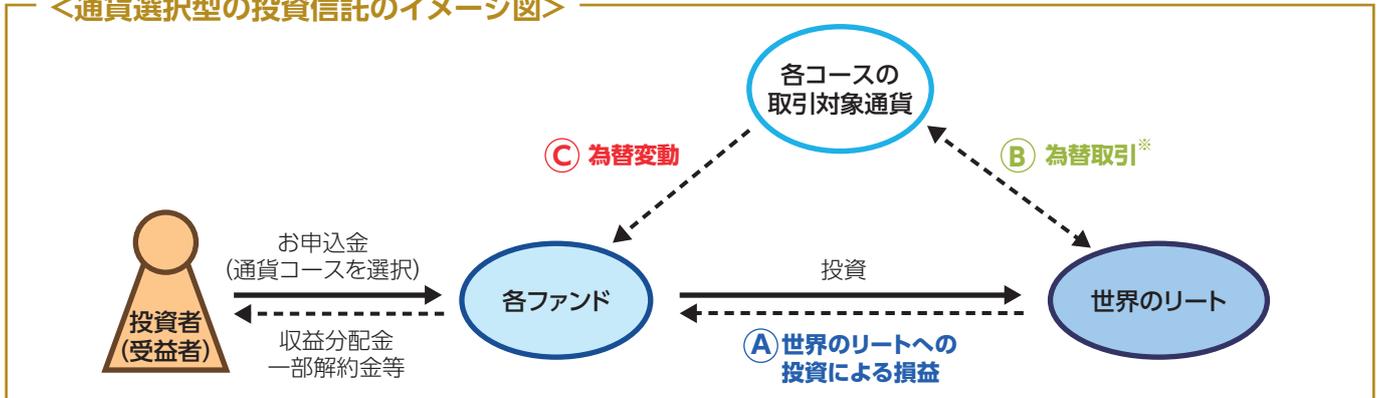
1. ファンドの目的・特色

[通貨選択型ファンドに関する留意事項]

各ファンドの運用のイメージ

- 各ファンドは、有価証券での運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行うもので、投資者が対象となる通貨について選択することができる投資信託です。なお、各ファンドの主要投資対象は、世界のリートです。

<通貨選択型の投資信託のイメージ図>

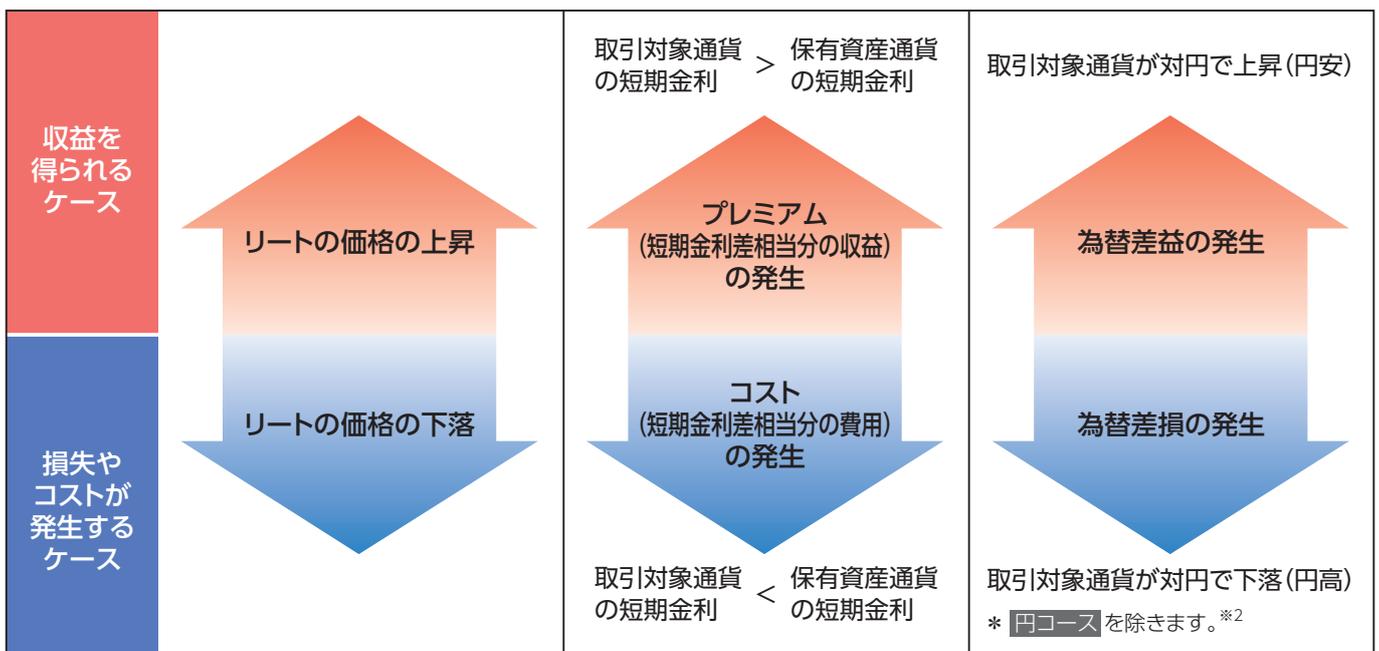
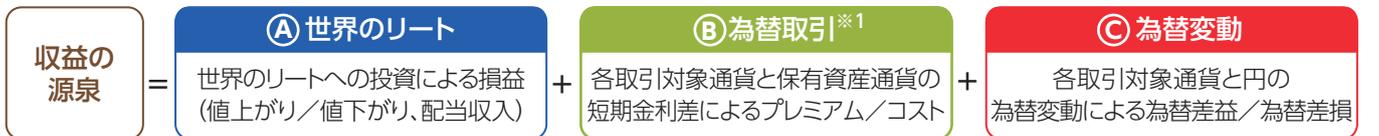


*上記のイメージ図は、通貨選択型の投資信託の運用の仕組みを分かり易く表したものであり、実際の運用においては、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前掲の「運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)」をご参照ください。

※③の為替取引により、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です(円コースは、対円での為替取引により、為替変動リスクの低減を図ります。)

各ファンドの収益源について

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※1 為替取引の取引時点における短期金利差による影響を示しています。なお、一部の新興国の通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。

※2 円コースが主要投資対象とする外国投資信託では、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減を図りますが、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、為替相場の変動の影響を受ける場合があります。

(注) 市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

1. ファンドの目的・特色



毎月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益分配を行うことを目指します。

分配方針

- ◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ◆分配金額は、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

[収益分配のイメージ]



※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

各ファンドの主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。
不動産投資信託証券	不動産投資信託証券への直接投資は行いません。
株式	株式への直接投資は行いません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

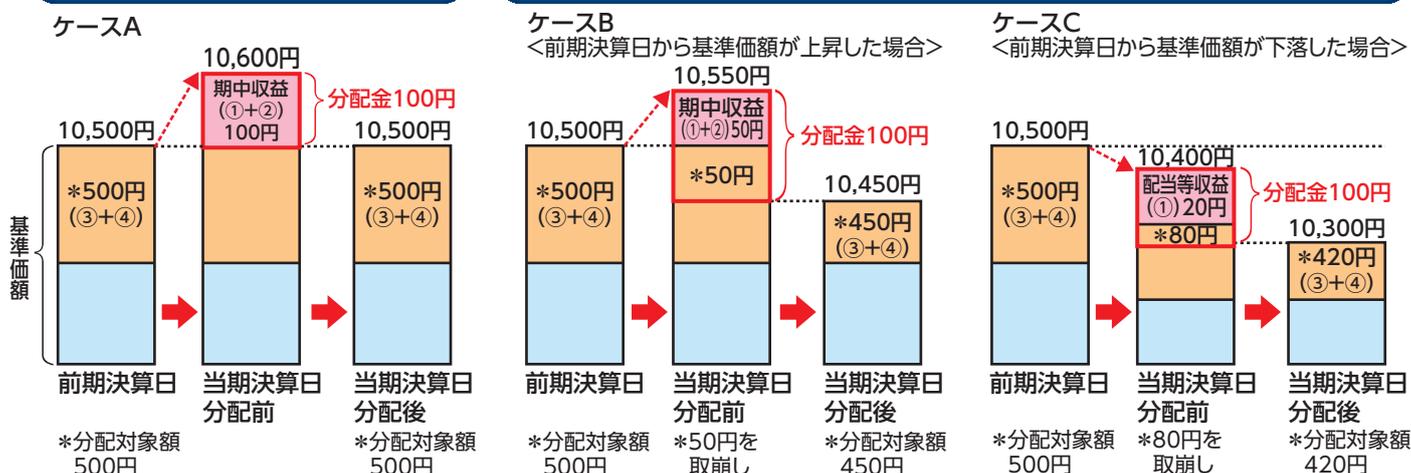
分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

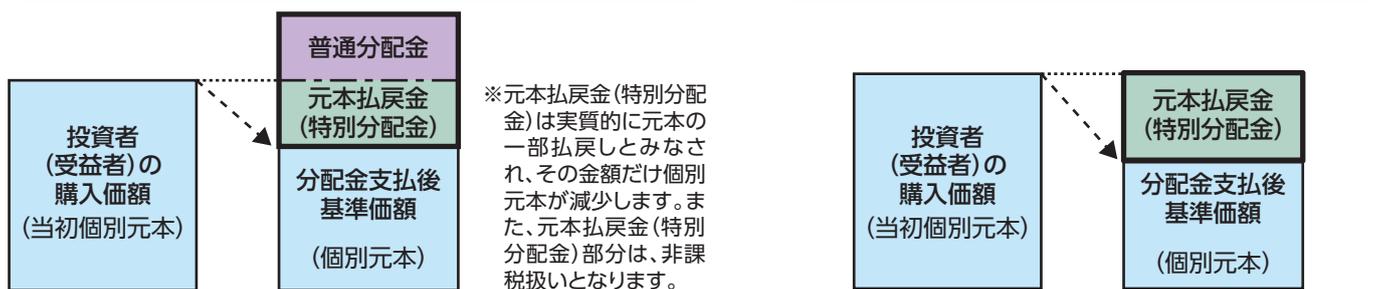
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

1. ファンドの目的・特色

追加的記載事項

《投資対象ファンドについて》

●グローバル・リート・ファンド

ファンド名 (クラス)	グローバル・リート・ファンド(JPクラス) グローバル・リート・ファンド(USクラス) グローバル・リート・ファンド(AUクラス) グローバル・リート・ファンド(NRクラス)						
形態	ケイマン籍外国投資信託／オープン・エンド型						
信託期間	2162年6月28日まで(繰上償還される場合があります。)						
運用目的	主として世界各国の不動産投資信託の持分証券(以下「リート」といいます。)に分散投資を行い、配当収益と長期的な値上がり益からなるトータルリターンを最大化を追求します。						
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として取引所において上場されているリートに投資を行います。 高い利回りが期待でき、かつ長期の収益力に対して割安に放置されているリートを発掘し投資を行います。 運用会社が、保有物件のファンダメンタルズが堅調で経営陣が優れていると判断するリートに投資を行います。 地域または不動産種別が分散されたポートフォリオの構築を目指します。 主として世界のリートに投資を行います。これらのリートは米ドル建てまたはその他の現地通貨建てです。原則として、米ドル以外の通貨建て資産については、すべて対米ドルで為替取引(保有資産通貨売り・米ドル買い)を行います。また、そのうえでUSクラス以外の各クラスについては、各クラスごとに、以下の為替取引を行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">JPクラス</td> <td>保有資産について、原則として米ドル売り・円買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>AUクラス</td> <td>保有資産について、原則として米ドル売り・豪ドル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>NRクラス</td> <td>保有資産について、原則として米ドル売り・1/3程度ずつ資源国通貨(豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3カ国の通貨)買いを行います。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ、先物、オプション、為替取引等のデリバティブ取引を行うことができます。 なお、為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引(NDF)等を活用します。 市況動向や信託財産の資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 	JPクラス	保有資産について、原則として米ドル売り・円買いを行います。	AUクラス	保有資産について、原則として米ドル売り・豪ドル買いを行います。	NRクラス	保有資産について、原則として米ドル売り・1/3程度ずつ資源国通貨(豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3カ国の通貨)買いを行います。
JPクラス	保有資産について、原則として米ドル売り・円買いを行います。						
AUクラス	保有資産について、原則として米ドル売り・豪ドル買いを行います。						
NRクラス	保有資産について、原則として米ドル売り・1/3程度ずつ資源国通貨(豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3カ国の通貨)買いを行います。						
決算日	年1回(12月31日)						
収益分配	毎月、原則として配当等収益、売買益(評価益を含みます。)等および保有資産通貨と取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額より分配を行うことを基本とし、運用会社と協議の上、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、必要と認められる場合は、分配対象額の範囲をこれに限定しません。						
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 信託財産の総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または運用会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。 上場不動産投資信託証券(リート)への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券(リート)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券(リート)を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 原則として信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。 デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 						

1. ファンドの目的・特色

費用等	運用管理費用等：純資産総額に対し、年0.615%程度 その他費用等：信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査に要する費用／法律関係の費用およびファンド設立に係る費用／借入金の利息および立替金の利息 等 ※運用管理費用等には、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、信託財産の純資産総額によっては、上記の率を超える場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
受託会社	CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド
運用会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
事務管理会社 保管会社	ミズホ・バンク(USA)

<運用会社> アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーについて



- 総運用資産 約5,504億米ドル(約62.5兆円)
※2018年9月末現在、1米ドル=113.57円換算。
- 特徴 1971年の設立以来、資産運用会社として長年にわたる歴史を有し、世界各国の主要都市に配した拠点を通じて個人投資家や富裕層、機関投資家向けに、投資信託や年金運用等の投資サービスを提供しています。業界最大級のグローバルな調査体制を擁する世界有数の運用会社として、株式、債券、リート、マルチアセット、オルタナティブなど、幅広い資産運用サービスや商品を提供しています。

●MHAM短期金融資産マザーファンド

ファンド名	MHAM短期金融資産マザーファンド
形態	親投資信託
信託期間	無期限
運用目標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決算日	年1回(6月30日(休業日の場合は翌営業日))
収益分配	収益分配は行いません。
主な投資制限	・外貨建資産への投資は行いません。 ・株式への投資は行いません。
設定日	2000年7月28日
運用管理費用(信託報酬)等	信託報酬：ありません。 その他費用等：信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託事務の処理に要する諸費用／受託会社の立替えた立替金の利息 等
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

各ファンドが実質的な主要投資対象とするリートの市場価格は、市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)により変動します。リートの市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、リートの需給関係は、経済、不動産市況、金利、リートの発行体の財務状況や収益状況、リートの保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。また、不動産向けローンに投資するモーゲージリートの価格は、上記のリスクに加えて、保有するモーゲージの信用価値およびモーゲージの担保となる不動産評価額による影響を受けます。

為替変動リスク

〈円コース〉

円コースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、対円での為替取引*を行い為替変動リスクの低減を図りますが、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、円の短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、円の短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

〈米ドルコース〉〈豪ドルコース〉〈資源国通貨コース〉

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、各ファンドが投資対象とする外国投資信託各クラスにおける取引対象通貨(豪ドルコースの場合は豪ドル)での為替取引*を行いますので、取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

※保有資産通貨が米ドルの場合は、米ドルと取引対象通貨での為替取引を行い、米ドル以外の通貨の場合は、原則として対米ドルでの為替取引を行い、そのうえで取引対象通貨での為替取引を行います。なお、米ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は、保有する資産の通貨が米ドルの場合は、当該資産に対する為替取引は行いません。

カントリーリスク

各ファンドの実質的な投資先の国(地域)や為替取引の対象国において、政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合(外国為替取引規制等が実施された場合を含みます。)には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」などがあります。

2. 投資リスク

その他の留意点

<クーリング・オフについて>

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<公社債の貸付について>

公社債の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

<為替取引に関する留意点>

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、為替取引を行うにあたり一部の新興国の通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、原則として外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)*を活用しますが、NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、短期金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、為替取引によるプレミアム/コストが通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合や、基準価額の値動きが実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

*直物為替先渡取引(NDF)とは、ある通貨との間で、当該通貨の受渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乗じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

<外国投資信託における合同運用について>

外国投資信託は合同運用を行うため、それに伴う影響を受ける場合があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。

<換金請求の受付けの中止・取消しについて>

各ファンドは、換金の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

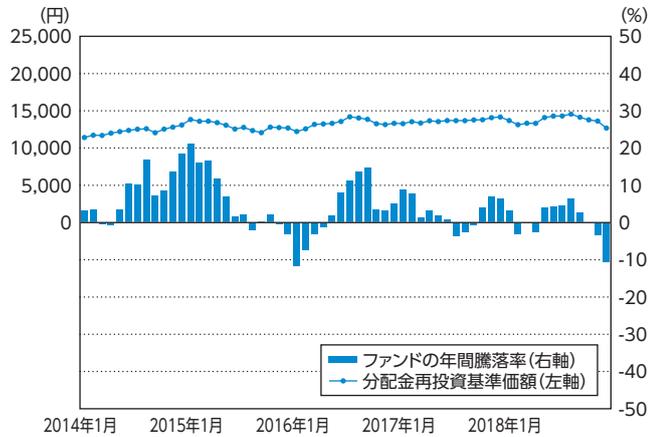
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

2. 投資リスク

<参考情報>

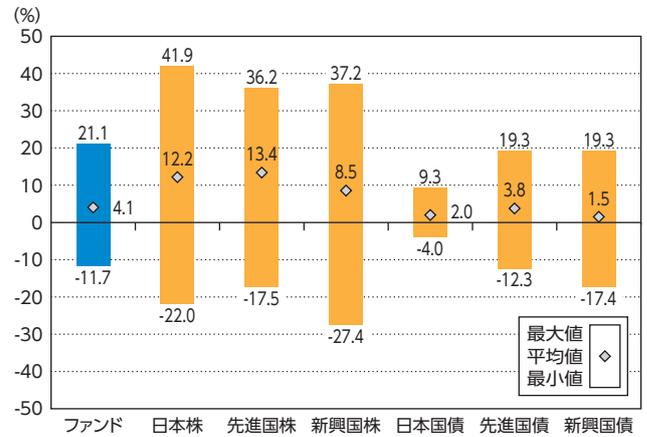
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

円 コース 2014年1月～2018年12月

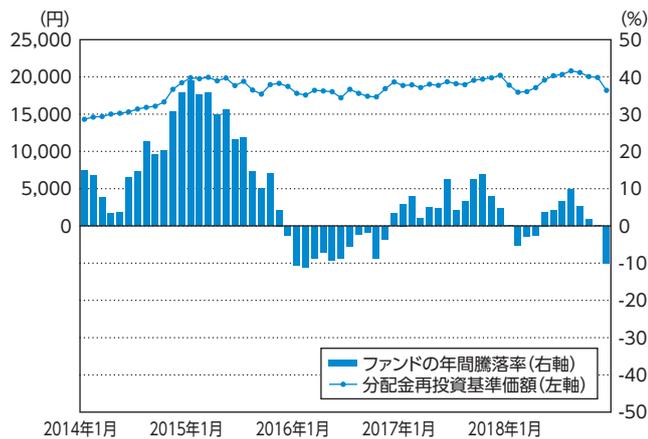


ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

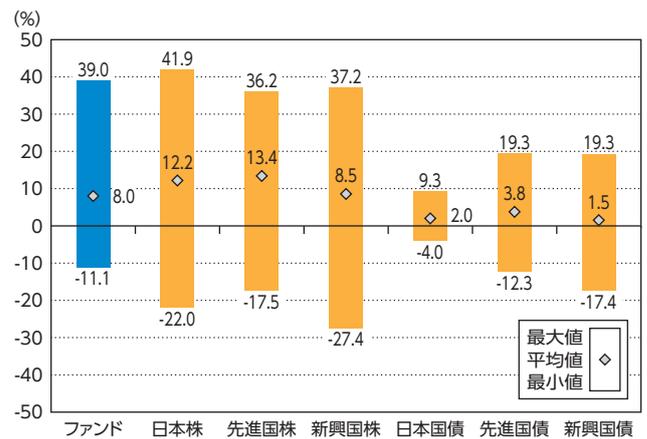
2014年1月～2018年12月



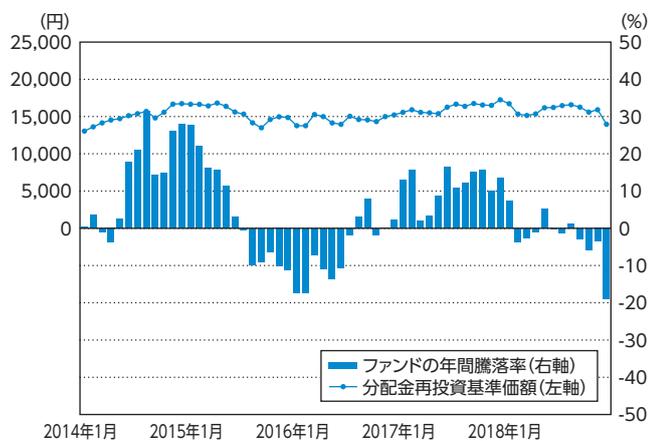
米 ドル コース 2014年1月～2018年12月



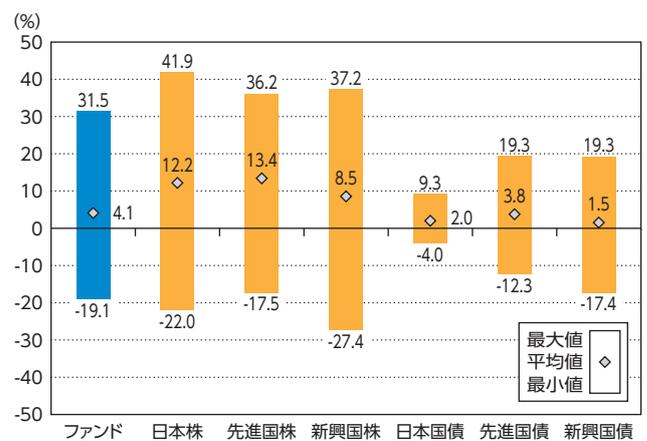
2014年1月～2018年12月



豪 ドル コース 2014年1月～2018年12月



2014年1月～2018年12月

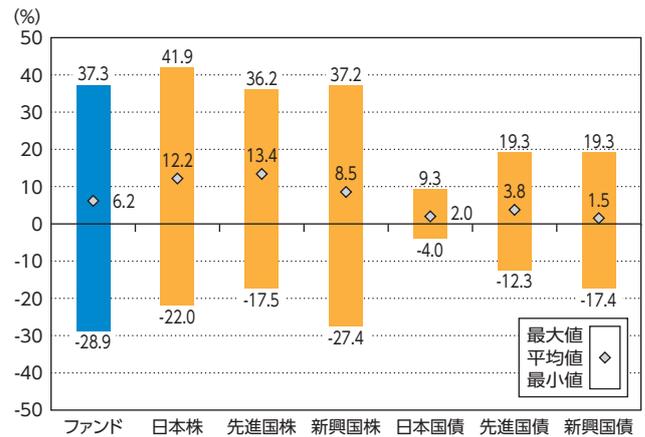
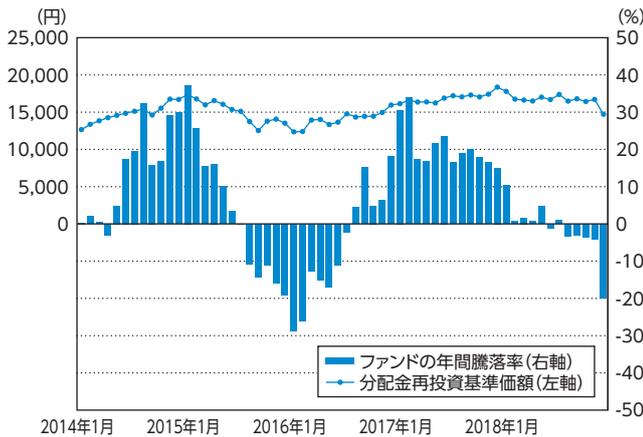


2. 投資リスク

資源国通貨コース

2014年1月～2018年12月

2014年1月～2018年12月



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)

*年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

*上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年1月～2018年12月の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。

*各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

*代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

- 日本株… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株… MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 日本国債… NOMURA-BPI国債
 - 先進国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 - 新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

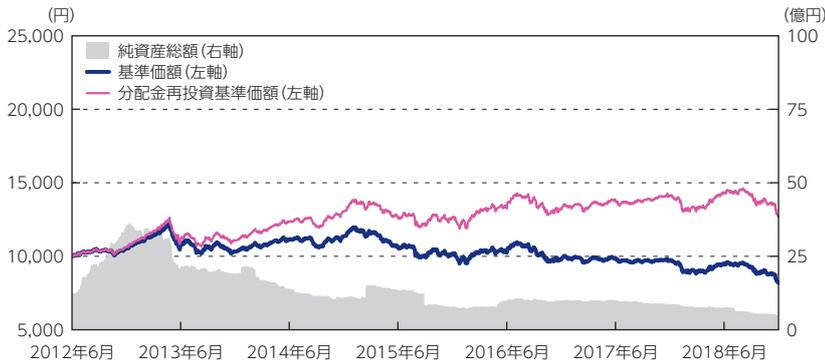
- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3. 運用実績

データの基準日:2018年12月28日

基準価額・純資産の推移 《2012年6月29日～2018年12月28日》

円 コース



米ドルコース



豪ドルコース



資源国通貨コース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2012年6月29日)

分配の推移(税引前)

円 コース

2018年12月	35円
2018年11月	35円
2018年10月	35円
2018年 9月	35円
2018年 8月	35円
直近1年間累計	595円
設定来累計	4,510円

米ドルコース

2018年12月	65円
2018年11月	65円
2018年10月	65円
2018年 9月	65円
2018年 8月	65円
直近1年間累計	1,095円
設定来累計	9,775円

豪ドルコース

2018年12月	45円
2018年11月	45円
2018年10月	45円
2018年 9月	45円
2018年 8月	45円
直近1年間累計	715円
設定来累計	8,155円

資源国通貨コース

2018年12月	60円
2018年11月	60円
2018年10月	60円
2018年 9月	60円
2018年 8月	60円
直近1年間累計	930円
設定来累計	9,450円

※分配金は1万口当たりです。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

3. 運用実績

データの基準日:2018年12月28日

主要な資産の状況

■みずほグローバルリートファンド ※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

円 コース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・リート・ファンド(JPクラス)	97.6
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.2

米ドルコース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・リート・ファンド(USクラス)	97.8
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.2

豪ドルコース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・リート・ファンド(AUクラス)	97.5
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.2

資源国通貨コース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・リート・ファンド(NRクラス)	97.0
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.2

■グローバル・リート・ファンド

組入上位10銘柄

※データの基準日:2018年12月27日

※比率(%)は、当該外国投資信託のリート組入総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	ブリックスモア・プロパティーズ・グループ	アメリカ	3.5
2	ベリート	アメリカ	3.5
3	ゲーミング・アンド・レジャー・プロパティーズ	アメリカ	3.5
4	アップル・ホスピタリティREIT	アメリカ	3.4
5	ホスピタリティ・プロパティーズ・トラスト	アメリカ	3.4
6	メディカル・プロパティーズ・トラスト	アメリカ	3.4
7	シティオフィスREIT	アメリカ	3.3
8	ブラックストーン・モーゲージ・トラスト	アメリカ	3.2
9	サブラ・ヘルスケアREIT	アメリカ	3.2
10	シニア・ハウジング・プロパティーズ・トラスト	アメリカ	3.2

■MHAM短期金融資産マザーファンド

組入上位10銘柄

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	種類	比率(%)
1	平成21年度第6回千葉県公募公債	地方債証券	10.6
2	第161回神奈川県公募公債	地方債証券	10.5
3	平成21年度第3回千葉県公募公債	地方債証券	8.7
4	平成21年度第10回愛知県公募公債(10年)	地方債証券	7.5
5	平成21年度第1回福井県公募公債	地方債証券	7.4
6	平成21年度第1回徳島県公募公債	地方債証券	6.7
7	平成20年度第8回千葉県公募公債	地方債証券	6.3
8	平成25年度第14回京都府公募公債	地方債証券	6.2
9	平成26年度第3回京都市公募公債	地方債証券	5.5
10	第41回川崎市公募公債(5年)	地方債証券	5.5

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

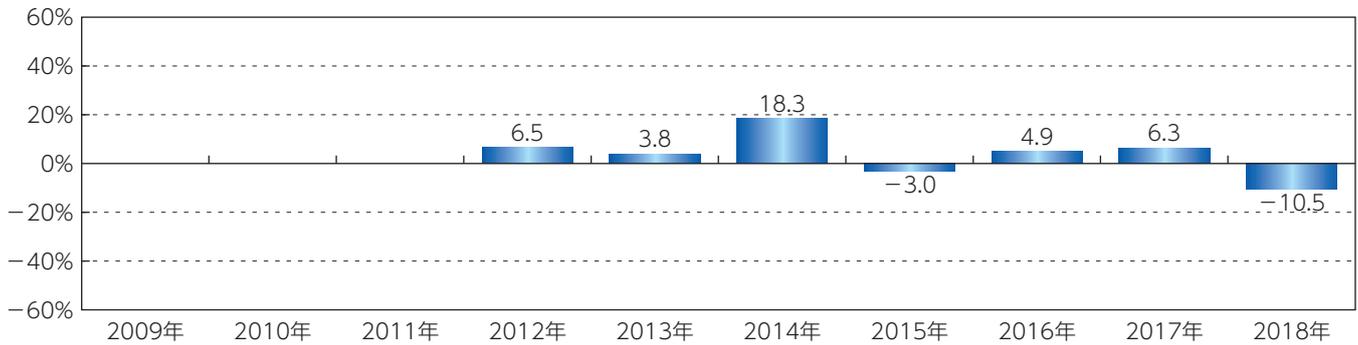
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

3. 運用実績

データの基準日:2018年12月28日

年間収益率の推移(暦年ベース)

円 コ ー ス



米 ド ル コ ー ス



豪 ド ル コ ー ス



資 源 国 通 貨 コ ー ス



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2012年は設定日から年末までの収益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)				
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)				
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。				
換金単位	販売会社が定める単位				
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額				
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。				
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。				
購入の申込期間	2019年3月16日から2019年9月17日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。				
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <円コース> <米ドルコース> <豪ドルコース> </td> <td style="vertical-align: top;"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <資源国通貨コース> </td> <td style="vertical-align: top;"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・サンパウロの銀行の休業日 ・ブラジル商品先物取引所の休業日 </td> </tr> </table>	<円コース> <米ドルコース> <豪ドルコース>	・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日	<資源国通貨コース>	・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・サンパウロの銀行の休業日 ・ブラジル商品先物取引所の休業日
<円コース> <米ドルコース> <豪ドルコース>	・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日				
<資源国通貨コース>	・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・サンパウロの銀行の休業日 ・ブラジル商品先物取引所の休業日				
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。				
購入・換金申込受付の中止および取消し	換金の請求金額が多額な場合および外国投資信託の換金請求の受付の停止・取消または延期の場合の換金のお申込み、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等)による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金・スイッチングのお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。				
信託期間	2020年6月17日まで(2012年6月29日設定)				
繰上償還	各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・ やむを得ない事情が発生したとき。 ・ 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる時、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が40億口を下回る時。 				
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)				
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。				

4. 手続・手数料等

信託金の限度額	各ファンドにおいて5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	6月、12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
ス イ ッ チ ン グ	みずほグローバルリートファンドを構成する各ファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合等があります。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。
そ の 他	販売会社によっては、みずほグローバルリートファンドを構成する一部のファンドを取り扱わない場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入価額に、 3.24% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。												
信託財産留保額	ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.1772% (税抜1.09%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.46%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.60%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.46%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳(税抜)	主な役務										
	委託会社	年率0.46%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
	販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
投資対象とする 外国投資信託	<p>外国投資信託の純資産総額に対して年率0.615%程度 ※各ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用管理費用等には、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、外国投資信託の純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。</p>												
実質的な負担	<p>各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.7922%程度 (税込) ※上記は各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。また、この他に定率により計算されない「その他費用等」があります。</p>												
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※各ファンドが実質的に投資する上場投資信託(不動産投資信託証券)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は表示していません。

4. 手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2018年12月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。